国保に加入する人

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）・後期高齢者医療制度に加入している人や、生活保護を受けている人を除くすべての人が、国保に加入します。

国保に加入する人はこんな人



- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人（医療滞在ビザで入国した人、観光・保養目的の在留資格を持つ人などは除く）

加入は世帯ごと、被保険者は一人ひとり

国保は世帯ごとに加入し、世帯主がまとめて届け出や保険税の納付などを行いますが、世帯の一人ひとりが被保険者となります。

国保に加入するとき・やめるとき

次に該当する人は、必ず届け出をしましょう。

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめたとき
- こどもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき



注意「加入の届け出が遅れると…」

- 加入の届け出をするまでの間の医療費は全額自己負担となります。
- 加入資格を得た時点までさかのぼって保険税を納めます（遡及賦課〈そきゅうふか〉）。

国保をやめるとき

- ほかの市区町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などへ加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき（届け出不要の場合があります）
- 後期高齢者医療制度に移行したとき（75歳になって移行するときの届け出は不要）



医療費節約のコツ「近所にかかりつけ医を持ちましょう」

近所にかかりつけ医がいれば、何かあったときにすぐに相談できるので安心です。